

第 17 回 持株制度に関するワーキング・グループ

平成 29 年 9 月 12 日 (火) 午後 2 時 30 分

日本証券業協会 第 1 会議室

議 題

1. 非居住者（外国籍）の従業員持株会等への加入に関する論点について
2. その他

以 上

非居住者外国人の従業員持株会への加入に関する論点

(米国人の場合)

- ※ 直近、日本企業のグローバル化などの要因によって、海外現法社員（非居住者外国籍社員）も、従業員持株会に加入できるか否かの問合せがきております。
- ※ 本件に関して、以下の論点を整理することが必要と認識しております。

- ① 持株会が非居住者加入者の恒久的施設（Permanent Establishment）に該当
- ② 持株会が米国の 1940 年投資会社法及び 1933 年証券法、1934 年証券取引所法の適用を受ける恐れ
 - ・ 証券法上無届勧誘
 - ・ 投資会社登録
- ③ 発行会社に対して米国 SEC への継続開示を求められる恐れ
 - ・ 20-F
 - ・ S-8
- ④ 非居住者の我が国における証券取引口座の開設の制限

以上